

消費者被害注意情報

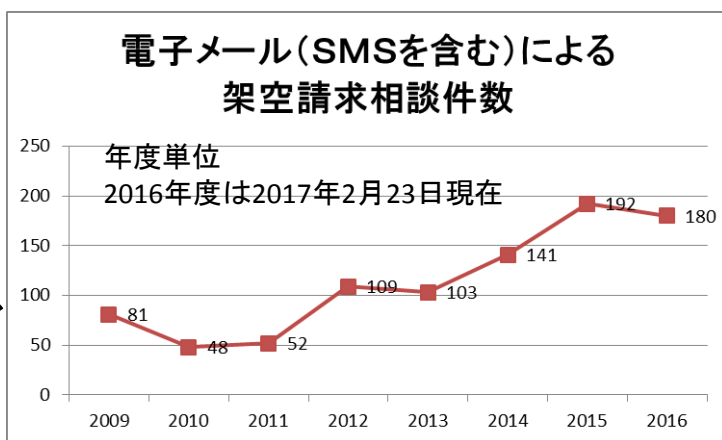
201604号

携帯やスマホのSMS (ショートメッセージサービス) を使った架空請求が、島根でもあとを絶ちません！

昨年末にDMM、ヤフー、U-NEXTなど大手企業をかたる架空請求について注意喚起しましたが、更に相談が増えています。企業名は何でも置き換え可能なので、**手口の構造を理解する**ことが大切です。

●電子メールが詐欺の入口に！

県消費者センターが受け付けた相談からスマホやガラケーの「電子メール (SMSを含む) による架空請求」を集計すると、近年大きく増加していることが分かります。電話番号で送受信するSMSに着信すると、番号を知っているなら本物かもと錯覚しがち。でも実際には、**不正な名簿が流通している場合もあるし、適当な番号を大量送信して「数打ちや当たる」を狙っている場合もあるでしょう。**



●電子マネーがお金の出口に！

今年度の被害事例を見ると、支払い方法は例外なく「コンビニで電子マネーを購入して、その番号を教える (写真を送る)」というものです。特殊詐欺の犯人が一番捕まりやすいのは、お金の受け渡しの現場。番号さえ分かればパソコンなどで匿名で使える**電子マネーが、悪い奴に悪用されているんです。**

●ダメされないためのアドバイス！

- 事業者名はいくらでも嘘を言えます。**「大手業者の名前でも眉につば!!!」**
- 詐欺師は一度に大量のメールを送り、返信してくる「カモ」を狙ってます。身に覚えのない請求は無視、**「相手に連絡しちゃダメ!!!」**
- 万一連絡してしまうと、相手は電子マネーを買わせようとしてきます。**「「電子マネーで払え」は詐欺の赤信号!!!」**

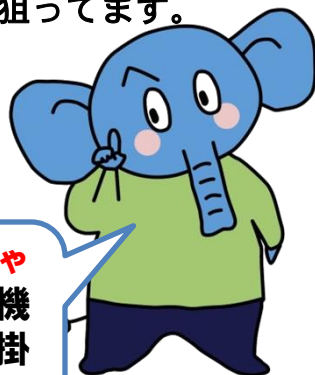
トラブル相談は消費者ホットライン

泣き寝入りは

い や や
188

お近くの消費生活相談窓口につながります

特殊詐欺は「対岸の火事」じゃない！ 誰もが持ってる情報機器を通じていくらでも罠を仕掛けられるんだゾウ！！



島根県消費者センター
マスコットキャラクター

だまされないゾウくん